

千葉県専門医認定支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、プログラムの策定や指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図るため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者のうち、知事が適当と認める者とする。

2 補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、研修医療機関に対する指導医派遣事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。ただし、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号）により選定された事業に限る。

(1) 医師不足地域の研修医療機関において、専門研修を促進するため、県（地域医療支援センター等）と連携しつつ、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定事業

(2) 医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う事業

① 県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医の派遣事業

② 県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医による出張指導事業

(3) 県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、研修医療機関において専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う事業

① 指導医の派遣

② 指導医による出張指導

(4) 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う事業

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の

履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された合計額とする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
交付要綱第2条2(1)に定める事業 1プログラム当たり 1,814,000円	専門研修プログラム策定に必要な次に掲げる経費 1 職員基本給 2 職員諸手当 3 非常勤職員手当 4 諸謝金 5 旅費 6 社会保険料 7 委託費(上記に掲げる経費に該当するもの)	2分の1
交付要綱第2条2(2)及び(3)に定める事業 1か所当たり 3,200,000円	指導医の派遣等(代替医師雇上及び出張指導)に必要な次に掲げる経費 1 職員基本給	2分の1

(産婦人科・小児科の場合) 1 か所当たり 4,600,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。	2 職員諸手当 3 非常勤職員手当 4 諸謝金 5 旅費 6 社会保険料	
交付要綱第2条(4)に定める事業 1 か所当たり(往復分) 322,000円	へき地・離島における総合診療研修に必要な次に掲げる経費 1 旅費	2分の1

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県専門医認定支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書(別記第2号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) その他知事が必要と認める事項

(変更等承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県専門医認定支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県専門医認定支援事業実績報告書（別記第4号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県専門医認定支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県専門医認定支援事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月15日から施行し、平成26年度以降の予算に係る補助金について適用する。
- 2 補助を受けようとする者は、平成26年度の予算に係る事業のみ、第4条に基づく知事への交付申請書の提出前に補助事業が完了した場合でも、第2条及び第5条を満たす場合は、第4条に基づく交付申請書を提出できるものとする。

附 則

改正後のこの要綱は、平成27年9月28日から施行し、平成27年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月17日から施行し、平成29年度以降の予算に係る補助金について適用する。
- 2 補助を受けようとする者は、平成29年度の予算に係る事業のみ、第4条に基づく知事への交付申請書の提出前に補助事業が完了した場合でも、第2条及び第5条を満たす場合は、第4条に基づく交付申請書を提出できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月5日から施行し、令和元年度以降の予算に係る補助金について適用する。
- 2 補助を受けようとする者は、令和元年度の予算に係る事業のみ、第4条に基づく知事への交付申請書の提出前に補助事業が完了した場合でも、第2条及び第5条を満たす場合は、第4条に基づく交付申請書を提出できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月12日から施行し、令和2年度以降の予算に係る補助金について適用する。
- 2 補助を受けようとする者は、令和2年度の予算に係る事業のみ、第4条に基づく知事への交付申請書の提出前に補助事業が完了した場合でも、第2条及び第5条を満たす場合は、第4条に基づく交付申請書を提出できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月24日から施行し、令和3年度以降の予算に係る補助金について適用する。
- 2 補助を受けようとする者は、令和3年度の予算に係る事業のみ、第4条に基づく知事への交付申請書の提出前に補助事業が完了した場合でも、第2条及び第5条を満たす場合は、第4条に基づく交付申請書を提出できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年度以降の予算に係る補助金について適用する。
- 2 補助を受けようとする者は、令和5年度の予算に係る事業のみ、第4条に基づく知事への交付申請書の提出前に補助事業が完了した場合でも、第2条及び第5条を満たす場合は、第4条に基づく交付申請書を提出できるものとする。

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県専門医認定支援事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり千葉県専門医認定支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金の申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 所要額明細書（別紙2）
- 4 事業計画書（別紙3～5）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書の抄本
 - （2）その他参考となる書類

別紙 1

経 費 所 要 額 調 書

施設名	総事業費 (A)	寄付金及びその 他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C) (D) (E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	県補助金 所 要 額 (F) × (G) (H)	備 考
	円	円	円	円	円	円	1/2	円	

記入要領

- 1 「選定額」欄には、「差引事業費」、「対象経費の支出予定額」、「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 2 「県補助金所要額」欄には、「選定額」に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 3 「県補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別記第2号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日千葉県医指令第 号 で補助金交付決定のあった
千葉県専門医認定支援事業について、千葉県専門医認定支援事業補助金交付要綱第5条第
6号の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| 4 | その他参考となるべき資料（2及び3の金額の精算の内訳等） | | |

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県専門医認定支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付決定のあった 千葉県専門医認定支援事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県専門医認定支援事業補助金交付要綱第6条の規定により承認申請します。

1 変更（中止・廃止）事業名

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更前計画

4 変更後計画

別記第4号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県専門医認定支援事業実績報告書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった
千葉県専門医認定支援事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係
書類を添えてその実績を報告します。

- 1 所要額精算書（別紙1）
- 2 所要額明細書（別紙2）
- 3 実績報告書（別紙3～5）
- 4 添付書類
 - （1）歳入歳出決算書抄本
 - （2）その他参考となる資料

別紙 1

経 費 所 要 額 精 算 書

施設名	総事業費 (A)	寄付金及び その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C) (D) (E) のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	補助基本額 (F) × (G) (H)	交付決定額 (I)	県補助金 所 要 額 (J)
	円	円	円	円	円	円	1/2	円	円	円

記入要領

- 「選定額」欄には、「差引事業費」、「対象経費の実支出額」、「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 「補助基本額」欄には、「選定額」に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 「補助基本額」欄の算出に当たり、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。
- 「県補助金所要額」欄には、「補助基本額」と「交付決定額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

別記第 5 号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県専門医認定支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県医達第 号で額の確定のあった千葉県専門医認定支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店

口座名

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号

別記第 6 号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県専門医認定支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった千葉県専門医認定支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 1 6 条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店

口座名

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号